

○石川県警察職員の任用に関する訓令

〔昭和52年6月27日〕
石川県警察本部訓令第10号

最終改正 令和2年2月27日警察本部訓令第4号

石川県警察職員の任用に関する訓令を次のとおり定める。

石川県警察職員の任用に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 採用

第1節 警察官の採用（第4条・第5条）

第2節 一般職員の採用（第6条－第8条）

第3節 条件付採用（第8条の2・第8条の3）

第3章 昇任

第1節 警察官の昇任（第9条－第13条）

第2節 一般職員の昇任（第14条）

第3節 昇任審査等の手続（第15条－第22条）

第4章 補則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、石川県警察職員（以下「職員」という。）の任用について必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 職員の任用については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の任用に関する規則（昭和27年人事委員会規則第4号。以下「任用規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 本部 石川県警察本部をいう。
- (2) 本部長 石川県警察本部長をいう。
- (3) 所属長 本部の課長、室長、所長、隊長及び校長並びに警察署長をいう。
- (4) 警察官 石川県警察に勤務する警視以下の警察官をいう。
- (5) 一般職員 石川県警察に勤務する警察官以外の警察職員をいう。
- (6) 採用 現に職員でない者を、新たに職員にすることをいう。
- (7) 昇任 警察官にあつては、現に有する階級よりも上位の階級につけることをいい、一般職員にあつては、現に有する職よりも上位の職につけることをいう。

第2章 採用

第1節 警察官の採用

(採用の方法)

第4条 警察官は、石川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が行う警察官採用試験に合格した採用候補者のうちから、巡査の階級で採用するものとする。ただし、次の各号の一に該当し、人事委員会の承認を得た場合は、この限りではない。

- (1) 現に、警察庁又は他の都道府県警察の警察官若しくは皇宮護衛官である者を、その経歴に相当した階級の警察官として採用するとき。
- (2) かつて、警察官であつた者を、その経歴に相当した階級の警察官として採用するとき。
- (3) 専門的知識及び技能を有する者を、その経歴に相応した階級の警察官として採用するとき。

(採用の要件)

第5条 警察官として採用するときは、その者が身体強健で、職務遂行能力を有し、かつ、面接等の結果、警察官としての適格性を有する者でなければならない。

第2節 一般職員の採用

(採用の方法)

第6条 一般職員は、人事委員会が行う採用試験に合格した採用候補者のうちから、採用するものとする。ただし、試験によることが不相当と認める職については、任用規則第5条、第7条及び第8条の規定に基づき、人事委員会又は本部長の選考により採用することができる。

(採用の要件)

第7条 一般職員として採用するときは、その者が身体強健で、職務遂行能力を有し、かつ、面接等の結果、一般職員としての適格性を有する者でなければならない。

(臨時的任用)

第8条 本部長は、任用規則第14条の規定に基づき、現に職員でない者を、臨時に任用することができる。

- 2 前項に定める臨時的任用職員及び非常勤職員の任用に関する細部的事項は、別に定める。

第3節 条件付採用

(条件付採用期間)

第8条の2 職員の条件付採用期間は、採用後6月間とする。ただし、期間開始後6月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでの期間とする。

- 2 巡査として採用された警察官の条件付採用期間は、警察学校における初任教養の期間とする。
- 3 第1項ただし書及び前項に規定する場合における条件付採用の期間は、1年をこえることができない。

(条件付採用期間中の職員の取扱い)

第8条の3 本部長は、条件付採用期間中の職員が、勤務実績若しくは健康状態が良好でないためその職に引き続き任用しておくことが適当でない認められるとき、職務の適格性を欠くためその職に引き続き任用しておくことが適当でない認められるとき、又は地方公務員法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当するときは、その者を降任又は免職することができる。

第3章 昇任

第1節 警察官の昇任

(昇任の方法)

第9条 警察官の昇任は、次の各号の一に該当する場合を除き、昇任試験、選抜昇任審査又は選考昇任審査（以下「昇任審査等」という。）の結果に基づいて作成された昇任候補者名簿に登載された昇任候補者のうちから、昇任させるものとする。

- (1) 警視の階級に昇任させるとき。
- (2) 第13条の規定により、特別昇任させるとき。

(昇任審査等の種類)

第10条 昇任審査等の種類は、巡査部長昇任審査等、警部補昇任審査等及び警部昇任審査等とする。

(昇任試験の方法)

第11条 昇任試験の方法は、予備試験、筆記試験、口述試験及び術科試験により行うものとする。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する試験の一部を省略することができる。
- 3 予備試験は、各級の昇任試験について行ない、これに合格した者でなければ筆記試験を受けることができない。
- 4 前回の試験において筆記試験に合格した者のほか、本部長が特に予備試験を免除することが適当と認められた者は、予備試験を免除するものとする。
- 5 口述試験及び術科試験は、筆記試験に合格した者について行う。

(選抜昇任審査の方法)

第11条の2 選抜昇任審査は、各所属から推薦された選抜昇任候補者のうちから第一次審査（書面審査及び筆記試験）及び面接審査の結果により昇任させるものとする。

- 2 面接審査は、第一次審査に合格した者について行う。

(選考昇任審査の方法)

第11条の3 選考昇任審査は、各所属から推薦された選考昇任候補者のうちから書面審査を経て、面接審査の結果により昇任させるものとする。

(昇任審査等の資格、試験科目等の基準)

第12条 昇任審査等の資格、試験科目等の実施基準は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 巡査部長昇任審査等は、別表第1のとおりとする。

(2) 警部補昇任審査等は、別表第2のとおりとする。

(3) 警部昇任審査等は、別表第3のとおりとする。

2 警察庁又は他の都道府県警察に所属する警察官で、前項の規定に相当する受験資格を有し、かつ、その所属の長から試験の委託の申し込みがあつた者については、受験させることができる。

3 試験期日及び審査期日前1年以内に、懲戒処分を受けた者は、受験することができず、また選抜昇任審査及び選考昇任審査の候補者となることができない。

(特別昇任)

第13条 次の各号の一に該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考により特別に1階級上位の階級に昇任させることができる。ただし、第1号に該当し死亡した場合には、その者を2階級上位の階級に昇任させることができる。

(1) 公務上の負傷若しくは病気により死亡し、又は重度障害の状態となつた者

(2) 生命をとして職務を遂行し、その功績が特に顕著であると認められる者

(3) 警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号)に規定する警察勲功章又は警察功労章を授与された者

(4) 職務の遂行にあたり、県警察の名誉を著しく高めた功労があり、かつ、その職務について卓越した指導能力を有すると認められる者

(5) 20年以上勤続(休職の期間は2分の1として算定し、停職の期間は除く。)して退職する者で、在職中の勤務成績が良好と認められる者

2 前項の場合において、死亡した者に対する昇任は、その者の生前にさかのぼつて行うものとする。

第2節 一般職員の昇任

(昇任の方法)

第14条 一般職員の昇任は、任用規則第4条の2又は第6条の規定に基づいて行われる人事委員会の競争試験又は選考による。ただし、単純な労務に従事する職員の昇任は、本部長の選考によるものとする。

2 本部長は、任用規則第7条の規定により、人事委員会に対し選考を申請するときは、あらかじめ、別表第4の「一般職員昇任選考申請基準」に基づき、勤務年数、勤務成績、経歴、職務遂行能力等について審査するものとする。

3 本部長は、前項に定める審査を行うため必要があると認めるときは、筆記試験及び口述試験を行うことができる。

第3節 昇任審査等の手続

(昇任管理委員会)

第15条 警察官の昇任審査等及び一般職員の昇任審査(以下「警察職員の昇任審査等」という。)を実施するため、本部に委員長及び委員をもつて組織する石川県警察昇任管理委員会(以下「本部委員会」という。)を置くほか、本部の各部、警察学校及び各警察署に委員長及び委員をもつて組織する昇任管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 本部委員会及び委員会の構成は、次の各号によるものとする。

- (1) 本部委員会の委員長は本部長とし、委員は本部の部長の職にある者及び委員長が指名した者をもって充てる。
- (2) 本部の各部に置く委員会の委員長は部長の職にある者とし、委員は委員長が指名した者をもって充てる。
- (3) 警察学校及び各警察署に置く委員会の委員長は所属長とし、委員は委員長が指名した者をもって充てる。

- 3 本部委員会は、警察職員の昇任管理を適正に実施するにあたり、専門的知識、技能を有する者を、その補助者に命ずることができる。
- 4 本部委員会に書記若干名を置き、庶務に従事させる。書記は、警務部警務課員をもって充てる。

(警察職員の昇任審査等の実施)

第16条 警察職員の昇任審査等は、本部長が必要と認めたときに実施する。

- 2 本部長は、警察職員の昇任審査等を実施するときは、実施する警察職員の昇任審査等の種類、区分、期日、場所、その他必要な事項を所属長に通知するものとする。
- 3 所属長は、前項の通知を受けたときには、所属職員に周知させなければならない。

(警察職員の昇任審査等の手続)

第17条 警察官の昇任試験及び一般職員の昇任の審査を受験しようとする者は、所属長にその旨を申し出なければならない。

- 2 所属長は、前項の受験を希望する者がいるときは、別に定める受験者名簿を作成し、本部委員会委員長に提出しなければならない。
- 3 委員会は、警察官の選抜昇任審査又は選考昇任審査の候補者について審議の上、別に定める推薦書を作成し、順位を付して本部委員会へ推薦するものとする。
- 4 本部委員会は、委員会から推薦された選抜昇任候補者に対しては、第一次審査（書面審査及び筆記試験）及び面接審査を実施し、選考昇任候補者に対しては、書面審査及び面接審査を実施のうえ昇任候補者を決定する。

(委託試験の受験手続)

第18条 第12条の規定による委託試験の受験手続は、警務部警務課において行う。

(不正受験者の措置)

第19条 本部委員会は、警察職員の昇任審査等に関し、不正な行為を行つた受験者又は候補者に対して、その受験又は審査を停止あるいは無効とするものとする。

(昇任候補者の決定)

第20条 本部委員会は、昇任審査等の受験者及び候補者の試験成績、面接審査、平素の勤務成績、技能資格、勤務年数及び経歴を評定し、昇任候補者を決定する。

- 2 前項に定める評定の細目は、別表第5のとおりとする。

(昇任候補者名簿への登載等)

第21条 本部委員会は、昇任審査等の結果により昇任候補者を決定したときは、昇任種別ごとに区分し、昇任候補者名簿（別記様式第1号）に登載するものとする。

2 昇任候補者名簿の有効期間は、登載の日から起算して1年間とする。ただし、育児休業の取得など、特段の理由により、この期間内に昇任させることが困難な場合は、これを延長することができる。

3 本部委員会は、昇任候補者及び昇任選考審査合格者に対し、合格証書（別記様式第2号）を交付するものとする。

（昇任候補者名簿からの削除）

第22条 本部委員会は、昇任候補者が次の各号の一に該当するときは、昇任候補者名簿からの削除の可否について審査するものとする。

(1) 昇任審査等に関し不正な行為を行つたことが発覚したとき。

(2) 懲戒処分を受けたとき。

(3) 心身の故障により、対象となる階級の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになつたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象となる階級に必要な適格性を欠くことが明らかになつたとき。

(5) 昇任候補者名簿の有効期間が経過するとき。

2 本部委員会は、前項に規定する審査により削除を決定したとき、その旨を所属長を経由して当該昇任候補者に通知しなければならない。

第4章 補則

（実施細目等）

第23条 この訓令の実施について必要な細部の事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和52年7月1日から施行する。

2 石川県警察官の任用に関する訓令（昭和38年石川県警察本部訓令第13号）は廃止する。

附 則（昭和53年2月20日警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年5月17日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月10日警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月15日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年1月6日警察本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月19日警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年2月1日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和61年11月1日から施行する。ただし、受験資格の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月14日警察本部訓令第10号）
この訓令は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則（平成3年12月19日警察本部訓令第17号）
この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日警察本部訓令第9号）
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年5月1日警察本部訓令第10号）
この訓令は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成6年5月1日警察本部訓令第11号）
この訓令は、平成6年5月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日警察本部訓令第24号）
この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年2月1日警察本部訓令第1号）
この訓令は、平成9年2月1日から施行する。

附 則（平成16年2月19日警察本部訓令第1号）
この訓令は、平成16年2月19日から施行する。

附 則（平成19年3月29日警察本部訓令第9号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月3日警察本部訓令第30号）
この訓令は、平成19年12月3日から施行する。

附 則（平成23年1月5日警察本部訓令第1号）
この訓令は、平成23年1月5日から施行する。

附 則（平成24年10月11日警察本部訓令第13号）
この訓令は、平成24年10月11日から施行する。

附 則（平成26年1月16日警察本部訓令第1号）
この訓令は、平成26年1月16日から施行する。

附 則（平成26年3月28日警察本部訓令第10号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月26日警察本部訓令第1号）
この訓令は、平成27年1月26日から施行する。

附 則（平成28年4月6日警察本部訓令第19号）
この訓令は、平成28年4月6日から施行する。

附 則（平成28年9月23日警察本部訓令第22号）
この訓令は、平成28年9月23日から施行する。

附 則（平成31年3月25日警察本部訓令第6号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日警察本部訓令第4号）
この訓令は、令和2年3月1日から施行する。

※ 別表、別記様式省略